

消食表第 454 号  
令和 2 年 11 月 30 日

国税庁次長 殿  
農林水産省消費・安全局長 殿  
各 

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

消費者庁次長  
(公印省略)

「食品表示基準について」の一部改正について

本年 7 月に規制改革実施計画及び成長戦略フォローアップが閣議決定され、行政手続において書面・押印・対面を求めている規制・慣行の見直しに向けた取組を行うこととされました。

上記に係る事項のほか、食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）の解釈を明確にすべきと判断した事項等について、別紙新旧対照表のとおり「食品表示基準について（平成 27 年 3 月 30 日消食表第 139 号）」を一部改正しましたので、関係者に対する周知をお願いします。